

# Risk Flash No.222(Vol.6 No.20)

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター  
発行責任者：リスク研究センター長 久保英也

- 国際経済の視点：日韓国交正常化 50 年：日韓基本条約と歴史認識の違いとは何か・・・Page 1-2
- リスク研究センター通信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Page 2

## 国際経済の視点

### 日韓国交正常化 50 年：日韓基本条約と歴史認識の違いとは何か

経済学科 准教授 きむ びよんき  
金秉基

日本と韓国が国交正常化して今年で 50 年を迎えましたが、両国関係は好ましい状況とは言えません。世界を見渡してみると、同一国家のなかでも紛争が続いている国や地域があるくらいですので、隣国同士の関係悪化は一般的なことかも知れません。利害関係の対立、民族や宗教の対立など様々な問題が関係悪化の要因となっていますが、日韓の間には、植民地支配に関わる歴史認識の違いが主な要因として考えられます。ここでは日韓における歴史認識の違いとは何かについて考えてみたいと思います。

植民地解放後（戦後）、韓国の経済復興は海外援助に頼らざるを得ない状況でした。1953～61 年における海外援助（主にアメリカから）の規模は、年平均総投資率の約 64%を占めていました。1960 年代半ば、一人当たり国民所得 80 ドルという最貧国から近代経済成長が始まり、30 年以上高度成長を続けてきました。1990 年代に入ると、経済面では高度成長優先政策から安定成長へ、政治面では軍事独裁政治から民主主義へと転換されます。経済開放と国際化の進展、民主化と国民の欲求増大の時代になると、韓国国民の対日姿勢も変わってきます。その一つは若い世代を中心に日本文化を受け入れ、日本社会を理解しようとする動き、もう一つは過去の対日関係を再認識しようとする動きでした。2000 年代に入ると、後者を中心に領土問題、慰安婦問題、韓国人原爆被爆者やサハリン残留韓国人への対応問題などが日韓問題として取り上げられるようになりました。

日韓国交正常化を決断したのは、皮肉なことに安倍晋三首相の大叔父である佐藤栄作首相と、朴槿恵大統領の父親である朴正熙大統領でした。日韓基本条約の調印に至るまでは 14 年という歳月を費やしましたが、植民地支配に関わる「日韓併合条約」に対する解釈の合意には至りませんでした。日韓基本条約には、旧条約及び協定の効力について「大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」という条文が盛り込まれることになりました。この条文に対して韓国は「日韓併合条約は当時から無効であった」という立場であるのに対し、日本は「当時は国際法に照らして合法的な手続きによって行われたものなので有効である」という立場です。

請求権については、経済協力増進の名目で 1080 億円（3 億米ドル相当）の日本国の生産物及び日本人の役務を無償供与、また海外経済協力基金により 720 億円（2 億米ドル相当）を長期低利で貸付けすることで「完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」という条文が入っています。条約締結に対して両国では反対運動が起きました。韓国では、歴史認識や請求権など従来から続けてきた主張を大いに譲歩した「屈辱的外交」と反発し、大勢の学生や市民がデモを起しました。日韓協定に対する激しい反発を朴正熙大統領は戒厳令を布告することで鎮圧し、日韓基本条約の締結に至りました（1965 年 6 月 22 日）。

冷戦の最中で北朝鮮と対立していた韓国は、何よりも経済開発を最優先にしていました。経済開発には資金が必要ですが、アメリカからの援助は1950年代後半から縮小され、1965年ごろにはほとんどなくなったため、不足する開発資金は日韓国交正常化に伴う資本導入で賄うしか方法がありませんでした。日本からの資本導入は浦項総合製鉄（POSCO）、京釜高速道路、昭陽江ダムなど経済成長に欠かせない基幹産業やインフラ整備に貢献し、「漢江の奇跡」を導いたといえます。

日韓関係が悪化しているとはいえ、「韓流」や最近の韓国における「日流」などを考えると両国間の関係はかつてより大きく進展したといえるでしょう。韓国の高校生の半分は第2外国語として日本語を学んでいます。また日本でも韓国語の授業を開設している高校や大学は大きく増えています。永遠に解けない歴史認識の問題に拘らず、お互いの認識の違いを認めながら相手国の歴史・文化・政治・経済などを理解し、未来志向的な関係構築をしていこうとする若者の力が両国の関係増進に必要です。

## リスク研究センター通信

RF222 号センター通信

平成 27 年度 夏季休暇 学生懸賞論文を募集しています。(9月30日〆切)

詳しくは<http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/kenshoronbun/heisei27/2015.pdf>をご覧ください。



### 「リスクフラッシュご利用上の注意事項」

本規約は、滋賀大学経済学部附属リスク研究センター（以下、リスク研究センター）が配信する週刊情報誌「リスクフラッシュ」を購読希望される方および購読登録を行った方に適用されるものとします。

#### 【サービスの提供】

1. 本サービスのご利用は無料ですが、ご利用に際しての通信料等は登録者のご負担となります。
2. 登録、登録の変更、配信停止はご自身で行ってください。

#### 【サービスの変更・中止・登録削除】

1. 本サービスは、リスク研究センターの都合により登録者への通知なしに内容の変更・中止、運用の変更や中止を行うことがあります。
2. 電子メールを配信した際、メールアドレスに誤りがある、メールボックスの容量が一杯になっている、登録アドレスが認識できない等の状況にあった場合は、リスク研究センターの判断により、登録者への通知なしに登録を削除できるものとします。

#### 【個人情報等】

1. 滋賀大学では、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」を定め、滋賀大学が保有する個人情報の適正な取扱いを行うための措置を講じています。
2. 本サービスのアクセス情報などを統計的に処理して公表することがあります。

#### 【免責事項】

1. 配信メールが回線上的問題（メールの遅延、消失）等によりお手元に届かなかった場合の再送はいたしません。
2. 登録者が当該の週刊情報誌で得た情報に基づいて被ったいかなる損害については、一切の責任を登録者が負うものとします。
3. リスク研究センターは、登録者が本注意事項に違反した場合、あるいはその恐れがあると判断した場合、登録者へ事前に通告・催告することなく、ただちに登録者の本サービスの利用を終了させることができるものとします。

#### 【著作権】

1. 本週刊情報誌の全文を転送される場合は、許可は不要です。一部を転載・配信、或いは修正・改変して blog 等への掲載を希望される方は、事前に下記へお問い合わせください。

\*尚、最新の本注意事項はリスク研究センターのホームページに掲載いたしますので、随時ご確認願います。

**発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター**

**編集委員：ロバート・アスピノール、大村啓喬、菊池健太郎、  
金秉基、久保英也、柴田淳郎、得田雅章、山田和代**

滋賀大学経済学部附属リスク研究センター事務局（Office Hours:月一金 10:00-17:00）

〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1 TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189

**e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp**

**Web page: <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>**

\*当リスクフラッシュをご覧頂いて、関心のある論文等ございましたら、下記事務局までメールでお問い合わせください。